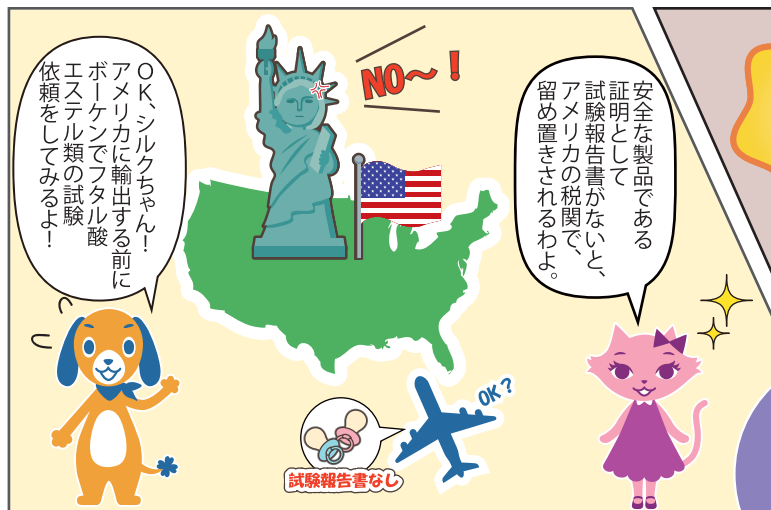
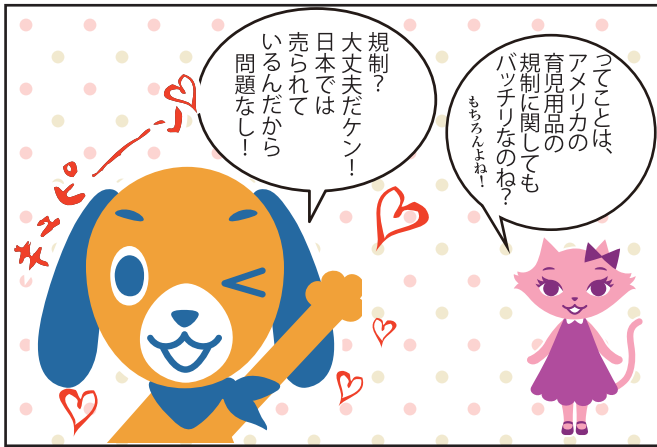




消費者製品安全改善法(CPSIA) 第108条 特定フタル酸エステル類規制



詳細は裏面をご覧ください!

基準



グループ	フタル酸	範囲	要求事項
1	DEHP	恒久的に禁止 1 2 歳以下の子供向け玩具 又は 3 歳以下の子供向け育児用品 ^{※1}	≤ 0.1% (各)
	DBP		
	BBP		
2	DINP	暫定的に禁止 1 2 歳以下の子供が口に含む 可能性がある玩具 ^{※2} 又は 3 歳以下の子供向け育児用品 ^{※1}	≤ 0.1% (各)
	DIDP		
	DnOP		

※1 育児用品とは？

3 歳以下の幼児の眠りや食事を助ける、またはおしゃぶりや歯固めに役立つよう設計され、販売を意図された消費者製品。
 【製品例】おしゃぶり、歯固め、哺乳瓶、マグマグ(sippy cup) など

※2 子供が口に含む可能性がある玩具とは？

1 2 歳以下の子供が口に入れることができる玩具や、噛んだり、しゃぶったり、口に含む部分がある玩具。なめるだけの製品については口に入れるとはみなされない。玩具、又はその一部の寸法が 5 cm 以下のものは、口に入れることが出来るとみなされる。
 【製品例】お風呂用玩具、ガラガラなど

フタル酸類を含む可能性のある素材

- PVC 及び関連高分子 (例: ポリビニルクロライド (PVC) 及びポリビニルアセテート (PVA))
- 柔軟なプラスチック (ポリオレフィンを除く)
- 柔軟なゴム (シリコンゴム及び天然ラテックスを除く)
- 発泡ゴム又は発泡プラスチック (例: ポリウレタン、PU)
- 表面コーティング、滑り止めコーティング等加工、転写プリント及びプリントデザイン
- 伸縮性アパレル素材 (例: 寝衣)
- 接着剤及び封止剤
- 電気絶縁体

フタル酸を通常含まない素材

(試験又は認定書の必要がない可能性のあるもの)

- 未加工の金属
- 天然の木材 (木材にコーティングや接着剤が加えられている場合を除く)
- 天然繊維から作られた生地、綿やウールなど (プリント装飾、耐水加工コーティング又はその他表面加工、裏面塗布、伸縮性素材 (特に寝衣) を除く)
- 一般的な化学繊維から作られた生地、ポリエステル、アクリル及びナイロンなど (プリント装飾、耐水加工コーティング又はその他表面加工、伸縮性素材を除く)
- ポリオレフィン (例: ポリエチレン (PE) 及びポリプロピレン (PP))
- シリコンゴム及び天然ラテックス
- ミネラル製品 (例: 遊び場の砂、ガラス及びクリスタル)

注意: 報告書は、CPSC の認定ラボである弊機構の提携先の報告書になります。アメリカでは、通関時に CPSC が認定するラボの報告書がないと、通関できない可能性があります。尚、報告書は全て英語での内容になります。

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせさせていただきますよう、お願い申し上げます。

東京 担当者



松村 嘉久

携帯: 080-4794-2062

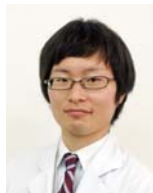
E-mail: y-matsumura@boken.or.jp

住所: 東京都江東区毛利1丁目12番1号

TEL: 03-5669-1403/FAX: 03-5669-1404



大阪 担当者



渡邊 祐太

E-mail: y-watanabe@boken.or.jp

住所: 大阪市中央区上町1丁目18-15

TEL: 06-6762-5875/FAX: 06-6762-5895

